

# 掲載内容

## 第1章 総論

## 第2章 相続発生前の対策

### 第1 遺言書等による対策

- 遺言書の作成
- 自筆証書遺言の作成
- 公正証書遺言の作成
- 秘密証書遺言の作成
- 遺言実現のための遺留分放棄の活用
- 遺産分割の禁止
- 遺言の撤回
- 一部の遺贈

### 第2 贈与による対策

- 暦年課税制度の活用
- 贈与税の配偶者控除特例の活用
- 直系尊属からの教育資金一括贈与に対する非課税特例の活用
- 直系尊属が住宅取得等資金を贈与する場合の贈与税の非課税措置の活用
- 結婚・子育て資金一括贈与非課税制度の活用
- 生前贈与加算の非対象者(孫等)への贈与
- 扶養義務者間の資金援助
- 基礎控除額を上回る価額の財産の贈与
- 相続時精算課税制度の活用
- 相続時精算課税制度の活用(住宅取得等資金として贈与する場合の特例)
- 死因贈与契約の活用
- 赤字会社の活用(遺贈・債務免除)
- 不動産贈与の活用
- 高収益な賃貸建物の贈与
- 農地の贈与税の納税猶予制度の活用
- 後継者への非上場株式の生前贈与
- 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の活用
- 配当還元価額による非上場株式の贈与
- 上場株式の贈与

### 第3 生命保険による対策

- 生命保険金の相続税の非課税枠の活用
- 生命保険の活用(納税資金対策)
- 生命保険の活用(二次相続対策)
- 生命保険の活用(遺産分割対策)
- 一時所得を利用した生命保険金の活用
- 個人年金保険の活用
- 変額保険の活用
- 法人契約による生命保険の活用

### 第4 不動産をめぐる対策

- 借入れによる賃貸建物の建築
- 納税資金不足の場合の貸地の対策
- 固定資産の交換特例の活用
- 物納可能な土地の交換取得
- 共有不動産の解消、地番の整備、境界の確定
- 賃貸借関係の整理
- 不動産の時効取得に関する対策
- 小規模宅地等の特例を利用するための事前対策
- 特定事業用資産の買換え特例の活用
- 親(地主)に対する子所有の貸家の時価による譲渡
- 子が主宰する同族会社に対する貸家の譲渡
- 土地の利用区分の変更
- 不動産管理会社の設立

- 定期借地権の前受方式の活用
- 土地賃貸における普通借地権の設定
- 土地賃貸における定期借地権の設定
- 赤字法人に対する借地権の設定
- 固定型相当代方式の活用
- 農地等に係る相続税の納税猶予制度を利用するための事前対策

### 第5 株式をめぐる対策

- 譲渡制限株式の相続人に対する売渡請求
- 議決権制限株式の活用
- 拒否権付株式(黄金株)の活用
- 属人的株式の活用
- 自己株式の合意取得
- 所在不明株主の株式の処分
- 名義株の解消
- 自社株式の買取り
- 自社株式の売却
- 従業員持株会の活用
- 貸付金の資本金への振替え
- 特定評価会社の解消
- 会社規模区分の変更
- 配当の見直し
- 会社利益・資産の圧縮
- 増資による対策
- グループ法人税制の活用
- 事業譲渡の活用
- 会社合併の活用
- 会社分割の活用
- 持株会社の活用
- 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度を利用するための事前対策

### 第6 企業オーナー等の対策

- 事業承継における民法の遺留分の特例の活用(除外合意の場合)
- 事業承継における民法の遺留分の特例の活用(固定合意の場合)
- 退職金の活用による納税資金対策
- 親族外承継の活用(MBO)
- 親族外承継における非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予の活用
- 個人事業主の法人成り
- 個人事業主の事業承継
- M&Aの活用
- 一般社団法人・一般財団法人の活用

### 第7 その他の対策

- 養子縁組の活用
- 推定相続人の廃除
- 祭祀財産等の購入
- 遺言代用信託の活用
- 受益者連続型信託の活用
- 任意後見制度の活用
- 特定障害者扶養信託契約の活用
- 心身障害者扶養共済制度への加入

## 第3章 相続発生後の対策

### 第1 特例等の活用

- 小規模宅地等の特例の活用(特定居住用宅地等)
- 小規模宅地等の特例の活用(特定事業用宅地等)
- 小規模宅地等の特例の活用(貸付事業用宅地等)
- 農地等に係る相続税の納税猶予制度の活用
- 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の活用

- 相続した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の課税の特例の活用
- 相続税の取得費加算の特例の活用
- 相続財産の寄附に関する特例の活用

### 第2 遺産分割等における対策

- 相続放棄
- 限定承認
- 遺言無効の訴え
- 遺贈の放棄
- 遺留分減殺請求
- 遺産確認の訴え
- 現物分割の活用
- 換価分割の活用
- 代償分割の活用
- 調停(遺産分割)
- 審判(遺産分割)
- 特別受益の主張
- 寄与分の主張
- 相続分の放棄・譲渡
- 複数の遺産分割協議書の作成
- 相続財産の漏れを考慮した遺産分割協議書
- 遺産分割のやり直し
- 配偶者の税額軽減の適用可否を考慮した分割
- 未成年者控除・障害者控除を考慮した分割
- 生前贈与加算対象財産がある場合の分割
- 評価額の変動を考慮した分割
- 土地の分割取得による評価額の引下げ
- 広大地の評価による減税効果
- 債務と相続
- 分割協議による重畳的(併存的)債務引受
- 分割協議による免責的債務引受
- 共同相続と登記

### 第3 申告時等における対策

- 申告期限の延長
- 延納の活用
- 物納の活用
- 延納・物納の変更制度の活用
- 遺産未分割の場合の相続税申告

### 第4 その他の対策

- 非上場株式の評価
- 関連会社への売却による不動産の間接所有
- 事業承継に必要な資金融資制度の利用
- 土地の売買契約中に相続が発生した場合の譲渡所得の申告
- 被相続人の同族会社に対する回収不能な貸付債権の相続
- 特別縁故者への財産分与

## 第4章 複合的な対策事例

- 第一次相続において、不動産が兄弟間で共有名義になっている場合において、第二次相続が発生した場合
- 収益性の低い貸宅地が相続財産の場合
- 遺留分減殺請求を考慮した遺言をする場合
- 障がいのある子の世話をしてくれることを条件に財産を渡したい場合
- 高齢で認知症にかかっている者が遺言書を作成した場合
- 申告が必要な事案で期限内に遺産分割協議がまとまらない場合

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

# 法務・税務からみた

# 相続対策の効果とリスク



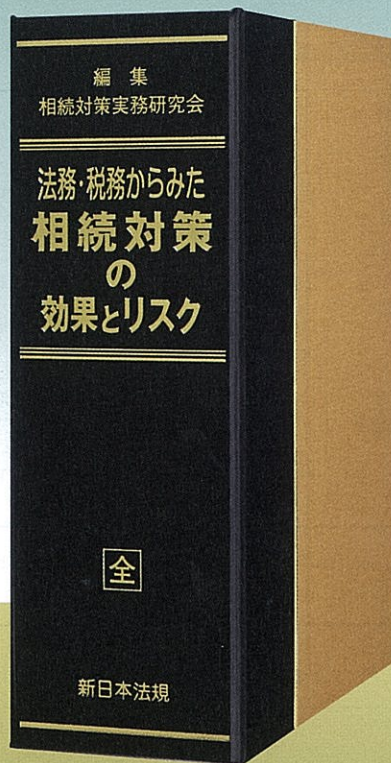
相続対策のメリット・デメリットが  
ひと目でわかる!!

- ◆相続発生前と発生後における相続対策を数多く取り上げ、法務・税務の両面から解説しています。
- ◆各項目では、相続対策の効果とリスク、注意事項を表形式で示した上で、基本的な知識や手続などをわかりやすく解説しています。あわせて、具体例も豊富に紹介しています。
- ◆「複合的な対策事例」の章では、複数の相続対策を比較検討したり、組み合わせるケースについても取り上げています。
- ◆相続実務の第一線で活躍する弁護士と税理士が、連携して編集・執筆にあたっています。

## 編集 相続対策実務研究会

代表 弁護士 大西隆司(なにわ法律事務所)

編集者  
法務担当 大西隆司(弁護士)  
税務担当 和田正宏(税理士)



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,236頁  
定価13,200円(本体12,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

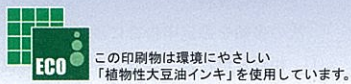
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)

## 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
総務本部  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2021.5) 631-1④



総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



第1 遺言書等による対策

遺言書の作成

相続が開始すると、相続人が法定相続分に従って遺産分割協議をすることになります(民907①)が、生前、被相続人が、遺言ができる事項について方式に従って遺言書を作成しておく、遺言書の効力が優先します。

適切で、配慮の行き届いた遺言書を作成することにより、被相続人が相当と考える相続を実現したり、遺産分割協議における相続人間の紛争を防いだりすることも可能となります。

効果とリスク

Table with 2 columns: Effect/Risk (効果/リスク) and Description. Includes points 1-6 regarding inheritance and will creation.

1 遺言により、遺言者は、遺産分割方法の指定(民908前段)、相続分の指定(本文前段)、特定遺贈又は包括遺贈(民964)をすることができ、死後の財産分割

を指定したり、財産の処分をすることができます。法定相続分に従った遺産分割協議では解決しがたい事案において、遺言により、事案に応じた適切な財産分割方法を定めることにより、相続人間の争いを防止することができます。

2 有効な遺言をするには、遺言者が、遺言をする際に、遺言能力を有しなければなりません(民963)。15歳に達した者は遺言をすることができ(民961)、遺言に関しては、制限行為能力の制限(民9・13・17)は適用されないとされていることから、遺言能力は、意思能力と同様のもので、遺言の内容を理解し、遺言効果を弁識できる力とされています。

3 遺言は、民法968条以下に定める方式に従わなければ、することができない(民968)とされ、厳格な要式行為性がとられ、所定の方式違反は原則として無効になるとされています。方式としては、普通方式として自筆証書遺言(民968)、公正証書遺言(民969)、秘密証書遺言(民970)があり(各方式については、それぞれの項目を参照ください)、特別方式として危急時遺言(民976①③)、隔絶地遺言(民977・978)があり

実務解説

1 遺言事項

(1) 遺言できる事項

遺言は、遺言者の最終意思を法的に実現するための単独行為です。そのにより法的に効力を有する遺言事項が法定されています。遺言事項は、大て、身分上の事項に関する事項、相続に関する事項、相続財産の処分に関する事項、その他の遺言事項に分類されます。遺産に関するは、遺贈(民964)、相続分の指定(民902)、遺産分割方法の指定(民908)が重務上定着している「相続させる遺言」は、遺産分割方法の指定であるとと分の指定を含む場合があるとされています。これらのうち、相続分の指定方法の指定のように遺産の分割方法を大枠で示して具体的な方法は遺産分ねる方がよいのか、遺贈、相続させる遺言のように遺産分割協議によるこの効力発生と同時に特定の遺産を特定の相続人に承継させる方がよいのことが重要です。

(2) 身分上の事項に関する事項

身分上の事項に関する事項に分類されるのは、認知(民781②)、未成年後及び未成年後見監督人の指定(民839・848)です。認知については、遺言執行者の選任が必要となります。

(3) 相続に関する事項

ア 相続に関する事項

相続に関する事項に分類されるのは、推定相続人の廃除及び廃除の取消、相続分の指定又は指定の委託(民902)、遺産分割の方法の指定又は指定の委託、特別受益の持ち戻しの免除(民903③)、遺産分割の禁止(民908)、共同相続人の減免、加重(民914)、遺留分減殺方法の指定(民1034ただし書)です。推定除及び廃除の取消については、遺言執行及び遺言執行者の選任が必要となります。イ 相続分の指定・委託 相続分の指定・委託(民902)は、被相続人において、割合的に指定することの遺産を特定の相続人に相続させる遺言をすることによって、あわせて相続を行うこともあり、さらに第三者にこれを委託することも可能です。

また、共同相続人全員に対して相続分を指定することだけでなく、相続

事例

○遺言の活用例(妻と兄弟姉妹が法定相続人の場合)

Aには、妻Bがいますが、2人の間に子はいません。Aの財産は、A Bが住む自宅の不動産甲と現金が500万円あります。Aの両親とも死亡していますが、Aには、兄Cと弟Dがいます。この事例においてどのような対策をとっておくとよいでしょうか

<解説>

1 法定相続分での取得

本事例において、先にAが死亡した場合、法定相続人は、配偶者となり、法定相続分は、Bが4分の3、Cが8分の1、Dが8分の1。BがAの死亡後も自宅不動産甲に住み続けるため、甲不動産の取得を法定相続分を超える財産を取得することになり、C又はDから500万だけでなく、代償金の支払を求められることも予想されます。法定相続分での遺産分割協議において、Bは、代償金の支払のためを迫られたり、家は残ったものの今後の生活費をねん出できないといれるところ です。

2 本事例における対応

そこで、本事例において、妻Bの生活を安定させるために、Aが生を含む一切の財産をBに相続させる。」という遺言書を作成しておく

配偶者の税額軽減の適用可否を考慮した分割

相続税の計算上、配偶者が取得した財産については、法定相続分又は1億6,000万円までは相続税が課せられません。これは、配偶者の老後の生活の保障や被相続人の財産形成に寄与していることを考慮して設けられたためです。

一次相続の際は、この規定を適用すれば相続税を大幅に圧縮できますが、二次相続時に多額の納税が発生する場合があります。よって、一次相続と二次相続の期間が比較的短い場合などは、遺産分割の際に一次相続と二次相続のトータルで相続税の負担を考慮することが有用です。

効果とリスク

Table with 2 columns: Effect/Risk (効果/リスク) and Description. Discusses inheritance tax implications of asset division.

実務解説

1 配偶者の税額軽減手続

(1) 算式 次の算式により計算した金額を配偶者の税額から控除します(相続法2-7)。

相続税の総額 × (次の①又は②のうちいずれか少ない金額) / 課税価格の合計額 ① 課税価格の合計額 × 配偶者の法定相続分(1/2か2/3か)又は1億6,000万円のいずれか多い方の金額 ② 配偶者の課税価格 ただし、みなし相続財産、相続開始前3年内の贈与により相続された財産を含み(相基通19の2-4)、相続税の申告期限までの価額は除きます。

(2) 添付資料 次の書類を確定申告書に添付します(相続法19の2③、相続法1の

- ① 相続税申告書 別表5「配偶者の税額軽減額の計算書」 ② 戸籍謄本(全部事項証明書)

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。 ●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながる環境にも配慮しています。 ●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

<書式>

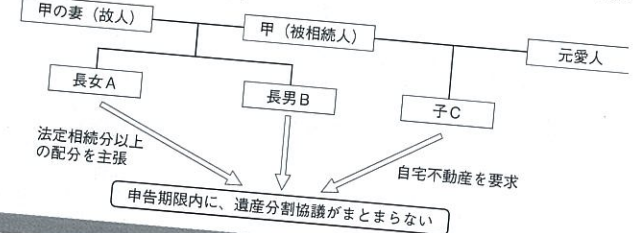
○遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

Form for '承認申請書' (Approval Application) regarding inheritance division. Includes fields for date, address, and applicant name (甲野 花子).

○申告が必要な事案で期限内に遺産分割協議がとまらない場合

<ケース>

甲は、妻が死亡してから1人暮らしをしていましたが、先に死亡した妻と長女A、長男Bがおり、また元愛人との間に子Cがいます。甲は、自宅不動産の場企業の株式、投資信託、銀行預金、現金などを含め総額2億円の財産を残しました。Bは、申告が必要なことから税理士に相談しながら財産を調査し、も作成されていなかったことから法定相続分に従って遺産分割協議を進めようとしたが、賃貸マンションに住むCが自宅不動産の取得と、自宅不動産を取得するに小規模宅地等の特例による減額を受ける可能性があることを踏まえて減額を考慮したその他の遺産の取得を主張しているため、感情的なもつれが生じていた。また、Aも相続分を超える遺産の配分を主張するなど、協議が難航し、申告期限協議がまとまらない見込みです。



検討のポイント

- 遺産分割協議において、相続人間でまとまらない場合の解決方法 □ 税務申告が必要な事案において申告期限内に協議がまとまらない場合の未分割の申告の活用

本ケースにおける対策例

1 相続人間で遺産分割協議がまとまらない場合の対応 本事例では、相続人間で遺産分割協議が行われていますが、感情的な対立や各相続